

鳥取市社会奉仕活動等補償制度(ボランティア保険制度) Q&A

～みなさまから寄せられるよくあるご質問と回答をご案内します～

1 活動の登録

Q：活動の登録方法について教えてください。

A：「社会奉仕活動登録票（様式第1号）」を、鳥取市ボランティア・市民活動センターまでご提出ください。

2 登録票の提出期限

Q：社会奉仕活動登録票はいつまでに提出すればいいですか？

A：活動をされる前日までに提出してください。なお、一度登録していただければ活動のたびに提出する必要はありません。

3 更新手続きの要否

Q：毎年、更新の手続きは必要ですか？

A：更新手続きは必要ありません。一度ご登録いただくと、登録削除のご連絡をいただくまで毎年自動更新されます。解散などにより活動をされなくなった場合は、鳥取市ボランティア・市民活動センターまでご連絡ください。

4 活動者名簿の要否

Q：名簿の提出は必要ですか？

A：鳥取市ボランティア・市民活動センターへの提出は必要ありませんが、活動者を把握するために各自で名簿の管理を行ってください。事故が発生し補償を受けようとする際、保険会社に名簿の提出を求められる場合があります。

5 自治会長の変更

Q：今年から〇〇町内会長になりました。補償制度に登録していると聞いているのですが、何か手続きは必要ですか？

A：あなたの町内会が鳥取市自治連合会に加入している場合、「鳥取市自治連合会」で一括登録しているため、手続きの必要はありません。活動実施日の事前報告も必要ありませんが、本制度の適用に当たっては、対象となる活動(*)中の事故を客観的に確認できる資料が必要となります。(活動計画(事業計画)、活動者名簿等)活動前には必ずご準備ください。*回覧物等の回付、自治会費等の集金を含む。

6 市外での活動

Q：団体の活動として市外で活動する場合、この制度は適用されますか？

A：補償対象となる活動で、鳥取市民がサービスを受取る場所であれば適用されます。ただし、日帰りの活動に限ります。

7 食費や交通費が支給される活動

Q：ボランティアの交通費や食費が支給される活動は対象となりますか？

A：交通費や食費など実費の支給であれば対象となります。額の高低にかかわらず報酬が支払われる場合は対象となりません。

8 災害ボランティア活動での事故

Q：自主防災組織で地震発生後に被災地で処理作業を行った際の怪我等は対象となりますか？

A：危険度の高い活動と見なされ、対象となりません。

なお、自主防災活動のための訓練の際の事故などは、鳥取市社会奉仕活動等補償制度が適用となります。

9 学校行事での事故

Q：学校行事で生徒と一緒に活動を行う際のボランティアとして参加した場合、この補償の対象となりますか？

A：学校行事など、学校教育の一環・延長としての活動は対象となりません。ただし、登下校時の校門等での立ち番・声かけ活動や、付き添い下校活動、校舎内外の巡回活動等の活動は対象となります。

10 町内会で行う活動

Q：町内会で行う運動会や納涼祭などは対象となりますか？

A：親睦を目的とした行事については、無報酬で労力を提供する運営スタッフの方は対象となります。参加者は対象となりません。

11 ボランティア活動のための学習会、研修会、会議等の活動

Q：防犯パトロールを実施するにあたって事前に行う研修会は補償の対象になりますか？

A：登録の活動内容に付随する場合は、運営スタッフの方は対象となります。（参加者は対象外です。）

12 傷害事故にあてはまる怪我

Q：傷害事故の補償対象となる怪我とはどのようなものですか？

A：補償の対象となる怪我は、急激かつ偶然的な外来の事故によって身体に被った傷害(骨折や切り傷など)に限られます。靴ずれ・しもやけ・日焼け・職業病などは前述の条件を満たさないため、対象となりません。

13 見物人等のけが

Q：しゃんしゃん祭りを見物していたところ、他人に押され転倒し入院しました。補償制度の適用となりますか？

A：観客などの不特定多数の方については適用となりません。

14 細菌・ウイルス性食中毒による事故 ※食中毒による賠償事故の補償については18参照

Q：食中毒は傷害事故の補償対象となりますか？

A：O-157などの細菌性食中毒も対象となります。ウイルス性(ノロウイルスなど)や自然毒(毒きのこやふぐなど)による食中毒も対象となります。また、有毒ガスや有毒物質を偶然かつ一時的に吸入・吸収・摂取した時に生じる中毒症状も対象となります。

15 熱中症による事故

Q：活動中に発症した熱中症は傷害事故の補償対象となりますか？

A：対象となります。

16 感染症による事故

Q：活動の数日後、体調が悪くなり、感染症と診断されたのですが、傷害事故の補償対象となりますか？

A：対象となりません。

17 自動車等の事故

Q：自動車で防犯パトロール中に人をはねて怪我をさせてしまいました。賠償事故の補償対象となりますか？

A：自動車による賠償事故は対象外です。この場合は、自賠責保険及び自動車保険の適用となります。なお、活動者自身が怪我をした場合は傷害事故による補償の対象となります。

18 細菌・ウイルス性食中毒による賠償事故 ※食中毒による傷害事故の補償については14参照

Q：配食サービスのボランティアをしています。食中毒が発生したら賠償事故の補償対象となりますか？

A：食材が悪かったためではなく、調理中や運搬中に原因があった場合は対象となります。

19 除雪機使用中の賠償事故

Q：除雪機使用中に、第三者に危害を加えてしまった場合、補償の対象になりますか？

A：除雪機は賠償保険の対象外です。活動中に除雪機をき損してしまった場合も補償の対象外となります。

20 草刈機使用中の賠償事故

Q：草刈機使用中に、第三者に危害を加えてしまった場合、補償の対象になりますか？

A：小型の草刈機(刈払機)使用中の事故のみ賠償保険の対象となります。

21 整骨院・接骨院等への通院

Q：整骨院や接骨院等への通院は、補償の対象になりますか？

A：柔道整復師による治療は対象となります。ただし、医師の診察が必要ですので、整骨院・接骨院等にかかる場合も必ず医療機関で診察を受けてください。